

あま〜い 誘いに ご注意!

2022年4月1日から18歳で成年になります

親の同意なしに様々な契約が一人でできるようになる一方で『責任』も生じます

お試し購入

～「お試し」のつもりが定期購入に!?～

初回お試し価格 500円

痩身と美容に効果あり!!

お試しでワンコインなら買っちゃおう!

ポチ

この商品は定期購入です。

ご請求書

定期購入でのお買上げありがとうございます。
2回目以降は1箱4,000円です。
また5回以上継続してご購入いただかないと解約はできません。

どうして!? 定期購入なの!?

そんなあ〜 どうしよう...

解約できません。画面に定期購入と表示しています。

ポイント

定期購入が条件になっていないかなど、契約の内容や解約条件を確認しましょう!

- ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」「初回〇円」「送料のみ」などと表示されていても、複数月の継続購入などといった定期購入が条件となっている場合があります。小さな文字や見えにくい部分にも注意が必要です。
- 商品を注文する前に、申込み最終確認画面で、「定期購入期間」や「支払総額」なども確認しましょう。
- 解約できても解約料を求められたり、期日内しか解約できなかったり、電話で解約しようとしてもつながりにくい場合があります。また契約内容等を確認できるよう、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

インターネット通販

～代金を振り込んだけど、商品が届かない!～

このブランドのバッグがこんなに安い!

通常〇〇〇〇〇円を今だけ××××円

お金も振り込んだし、あとは届くのを待ただけね!

ATM

数日後...

商品が届かない

うそっ!! ホームページがなくなってる!

ポイント

インターネット通販を利用するときは慎重に。詐欺サイトの可能性も!

- 注文前に事業者の所在地や連絡先などの情報を確認しましょう。
 - 連絡方法がメールだけの通販サイトは危険です。
 - 支払い方法が前払いだけでなく、複数用意されているショップを選びましょう。
 - 後日サイトが見つからないことがあるので、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。
- 詳しくは 消費者庁ホームページ「インターネット通販トラブル」で検索

クーリング・オフ **できない** 返品や解約などの契約条件を必ず確認しましょう!

困ったときには相談を!

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

い や や !
☎188番 (局番なし)

裏面の消費生活相談窓口もご利用ください。

兵庫県

企画・編集/近畿府県消費者啓発資料共同作成会議
[滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]

ワンクリック請求

～ 動画を見ようとしたら突然～



ポイント

料金を支払わないで!

- 動画再生画面をタップしただけで、『登録完了』と表示されても契約は成立していません。

電話をかけない!

- 「退会手続」など、画面に表示されている事業者と連絡をすると、氏名や電話番号など個人情報が相手に知られてしまいます。

二次被害が増えています。

- 「トラブルを解決する」「個人情報を削除する」などと書かれた広告を見て業者に対処を依頼し、高額請求されるなどの二次被害が増えています。注意しましょう。相談は消費者ホットライン「188(いやや!)番」に。お近くの公的機関の消費生活相談窓口につながります。

★芸能人情報・アニメ・占いサイトなどでも同様の被害が多発!!

★しつこく表示される請求画面を削除するには
(独) 情報処理推進機構 (IPA) セキュリティセンターのホームページを参考にしてください。

<https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

情報セキュリティ

検索



マルチ商法

～ SNSで友達になった人に誘われて～

SNSで...

お友達になってください

会いましょう!

セミナーがあります
行きませんか



友達に紹介し、
買ってもらえば
紹介料10万円が
手に入ります!

この就活用教材
ソフトを見た人は
希望する企業に
就職できます!
たったの50万円!



紹介料で
すぐに
返せたよ!!

消費者金融で
借りればいよいよ。

50万円も
払えないよ...

数日後...



借金も
返せないし、
友達も離れて
いくし...

誰も買って
くれないよ...

ポイント

「簡単にもうかる」という甘い言葉を信じてはいけません!

- 扱う商品は健康器具、食品、サプリメント、化粧品、学習教材、情報教材などさまざまです。
- SNSを通じて知り合った人からの勧誘で、トラブルになるケースが増えています。
- 借金してまで契約すると、多重債務に陥ることがあります。安易な契約はトラブルのもとです。

契約は成立していない

クーリング・オフ

できる

私たちの暮らしには契約がいっぱい

契約とは 「これください」と申込み、「はい、○円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで契約は成立します。一旦成立すると、一方の都合だけでは契約を解除することはできません。



でも

未成年者契約の取消し

社会経験の少ない未成年者が法定代理人(親権者等の保護者)の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。取消しにより未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金は返金されます。
※小遣いの範囲の少額な契約、成人であると積極的うそをついた場合などは未成年者契約の取消しができません。

成人(20歳以上)になったら気をつけて!!

悪質業者は未成年者契約の取消しができなくなって間もない人をターゲットにすることがあります。

2022年4月1日から「18歳」で成年になります。 親の同意なしに様々な契約が一人のできるようになる一方で責任も生じます。本当に必要な契約なのかよく考えましょう。

覚えて
おこう!

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。(下の表を参照)

クーリング・オフすると

- ◎契約は、はじめからなかったことになります。
- ◎受け取った商品は事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- ◎サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- ◎損害賠償や違約金も請求されません。

クーリング・オフできない場合

- ◎3,000円未満のものを現金で買った場合
- ◎健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合
- ◎自動車(リース含む)

◎通信販売(インターネット取引含む)※

※広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はできません」など)に従います。
※返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

上記以外にも、クーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは消費生活相談窓口で相談してください。

クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書(はがき)で通知します。(期間内にはがきを出せば、事業者が届いていなくても有効です)
- ◎はがきの両面をコピーし、特定記録郵便か簡易書留で送ります。
- ◎はがきのコピーは、郵便局発行の受領書と一緒に保管します。
- ◎クレジットを利用した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。



はがきの記入例

郵便はがき □□□□□□□□	契約解除通知書
〇〇市〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号	①契約日 〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇会社	②商品名(またはサービス名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者 様	③契約金額 〇〇〇〇〇円 ④会社名 〇〇〇〇会社 ⑤担当者名 〇〇〇〇
	上記日付の契約を解除します。 なお既払額の〇〇〇〇円を返金し 商品を引き取ってください。 〇〇年〇〇月〇〇日 (契約者) 住所 氏名

特定商取引法上のクーリング・オフ期間(法定の契約書面を受領した日を含める)

取引形態	クーリング・オフ期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供	8日間
連鎖販売取引 (マルチ商法・ネットワークビジネス)	20日間
業務提供誘引販売取引 (サイドビジネス・モニター商法など)	20日間
訪問購入	8日間

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、
すぐにお近くの消費生活相談窓口へ

契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら...

ひとりで悩まず まずは相談!

消費生活に関する相談や苦情をお聴きして、その解決をお手伝いします。相談は一切無料です。



市町の消費生活相談窓口

名称	電話番号
神戸市消費生活センター	078-371-1221
尼崎市消費生活センター	06-6489-6696
西宮市消費生活センター	0798-64-0999
芦屋市消費生活センター	0797-38-2034
伊丹市立消費生活センター	072-775-1298
宝塚市消費生活センター	0797-81-0999
川西市消費生活センター	072-740-1167
三田市消費生活センター	079-559-5059
猪名川町消費生活相談コーナー	072-766-1110
あかし消費生活センター	078-912-0999
加古川市消費生活センター	079-427-9179
高砂市消費生活センター	079-443-9078
稲美町消費生活センター	079-492-9151
播磨町消費生活センター	079-435-1999
西脇市消費生活センター	0795-22-3111
三木市消費生活センター	0794-82-2000
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000
加西市消費生活センター	0790-42-8739
加東市消費生活センター	0795-43-0502
多可町消費生活センター	0795-32-3322
姫路市消費生活センター	079-221-2110
神河町住民生活課	0790-34-0963
市川町住民環境課	0790-26-1011
神崎郡消費生活中核センター (福崎町生活科学センター内)	0790-22-4977
相生市消費生活センター	0791-23-7149
たつの市消費生活センター	0791-64-3250
赤穂市消費生活センター	0791-43-7067
宍粟市消費生活センター	0790-63-2225

名称	電話番号
太子町生活環境課	079-277-1015
上郡町消費生活センター	0791-52-1115
佐用町消費生活センター	0790-82-0670
豊岡市消費生活センター	0796-21-9001
養父市消費生活センター	079-662-3170
朝来市消費生活センター	079-672-6121
香美町消費生活センター	0796-36-1941
新温泉町消費生活センター	0796-92-2070
たじま消費者ホットライン	0796-23-1999
丹波篠山市消費生活センター	079-552-1186
丹波市消費生活センター	0795-82-0996
洲本市消費生活センター	0799-22-2580
南あわじ市消費生活センター	0799-43-5099
淡路市消費生活センター	0799-64-0999
県立消費生活総合センター	078-303-0999
但馬消費生活センター	0796-23-0999

※相談実施曜日・時間等は、窓口により異なります。



188ロゴマークは、「消費者ホットライン」を広くPRするために作製しました。



被害にあわないための5か条

- ① いらぬものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町の消費生活相談窓口へ

兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL 078-302-4000 FAX 078-302-4002

消費生活相談専用電話 **078-303-0999**

URL <https://www.seiken.server-shared.com/>

兵庫県立消費生活総合センター

検索



■今話題の悪質商法の最新手口やリコール情報、食の安全安心にかかる情報など定期的に発信!

ツイッター hyogoshohi

検索



古紙/リブ配合率70% 再生紙を使用



●インキ: 大豆油インキを含む 植物油インキ

令和2年11月